議第7747号

東京都市計画特定街区の変更（東京都決定）（案）

都市計画東池袋三丁目特定街区を次のように変更する。

名　　称	位　　置	面　　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの最高限度	摘　　要
東池袋三丁目特定街区	豊島区東池袋三丁目地内	—	—	—	変更〔廃止〕

「区域は計画図表示のとおり」

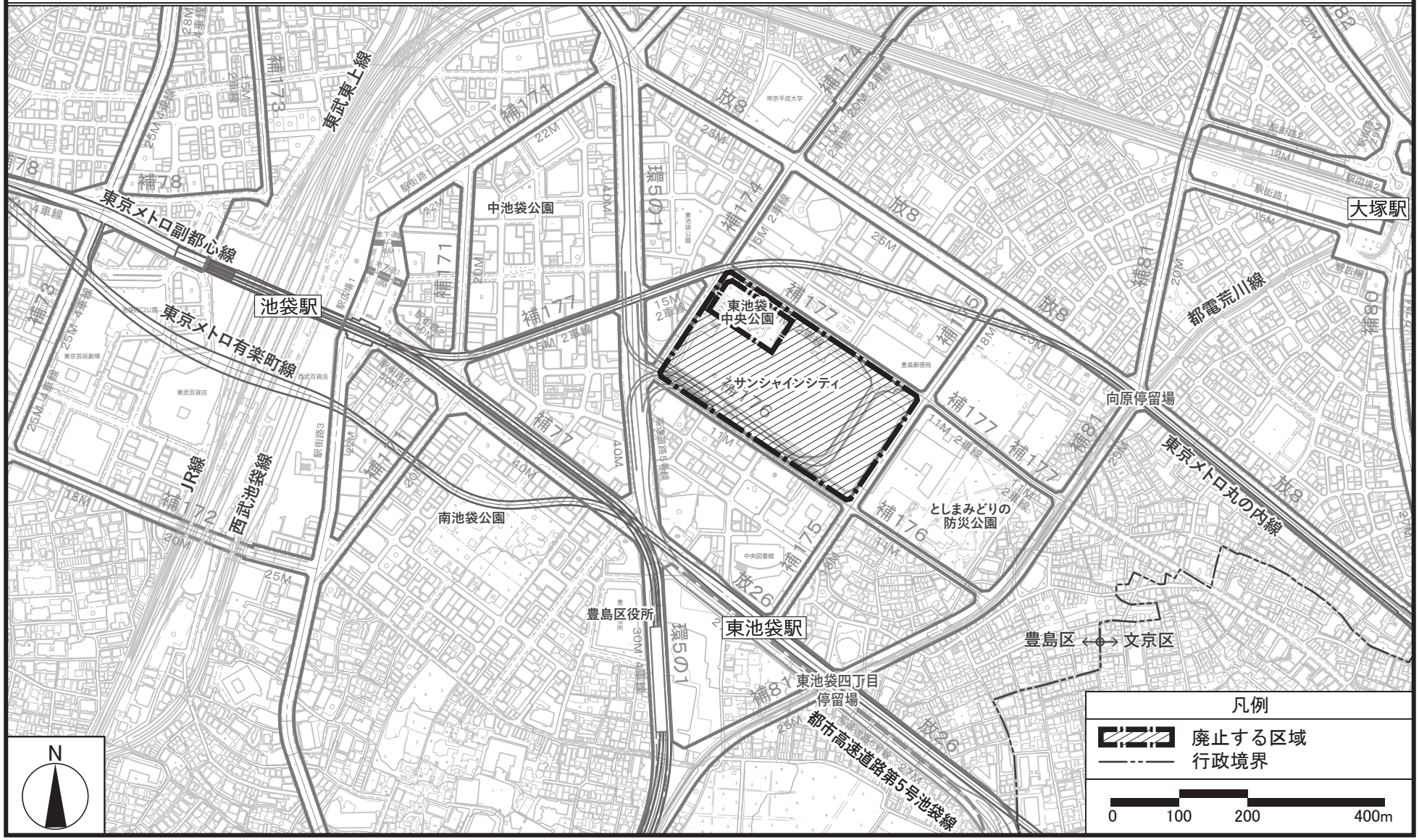
理　由：新たな都市計画を定めることを踏まえ、特定街区を廃止する。

変　更　概　要

名　　称	東池袋三丁目特定街区	
事　　項	変更前	変更後
面　　積	約５．５ｈａ	—
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	８０／１０	—
建築物の高さの最高限度	２４８ｍ	—
壁面の位置の制限	別紙図面表示のとおり	—

東京都市計画特定街区
東池袋三丁目特定街区　位置図

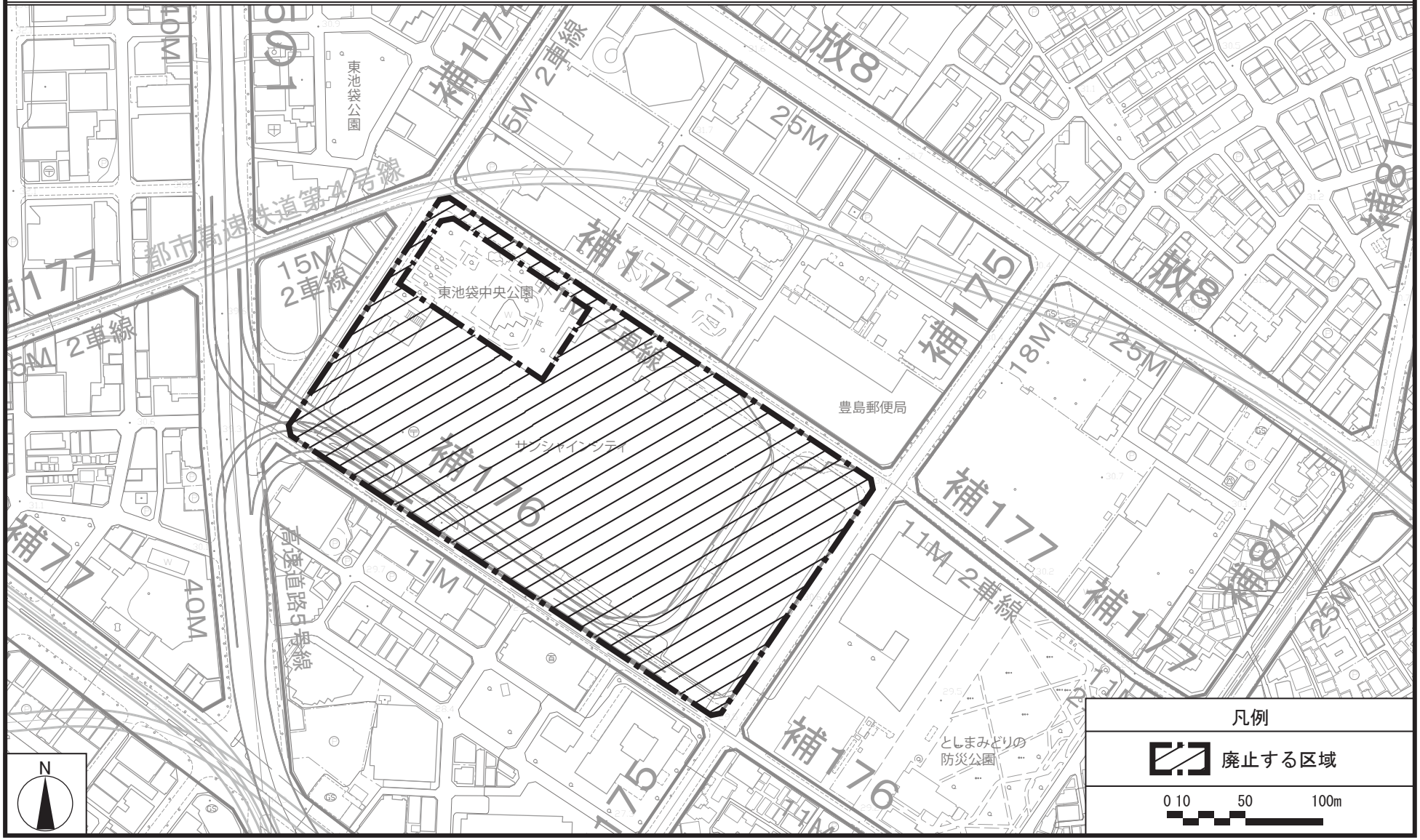
〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺１/２，５００地形図を使用（７都市基交第１８４２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第２８号、令和８年４月２４日
（承認番号）８都市基交都第８号、令和８年４月２４日

東京都市計画特定街区
東池袋三丁目特定街区　計画図

〔東京都決定〕

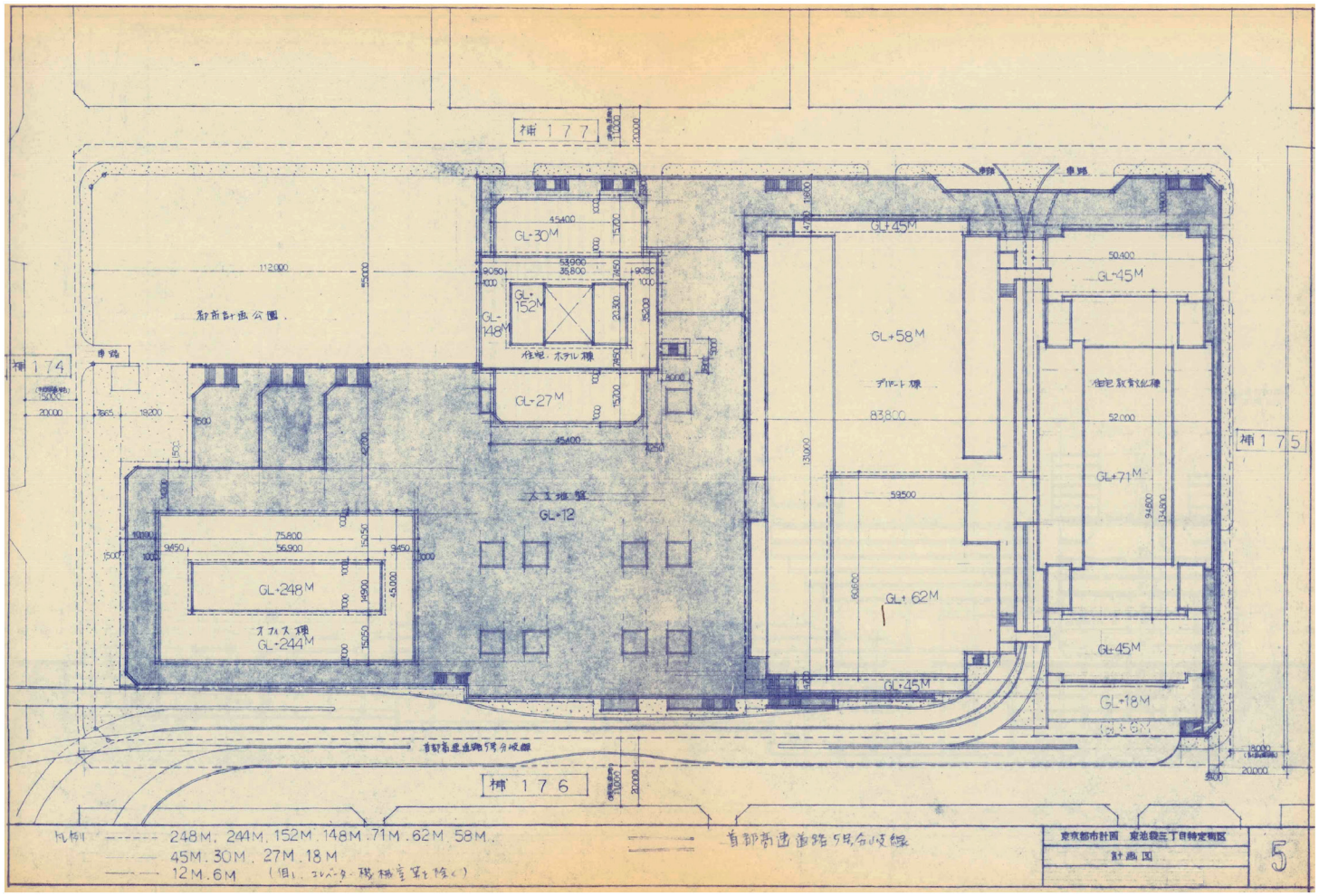


この地図は、東京都縮尺１/２，５００地形図を使用（７都市基交第１８４２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第２８号、令和８年４月２４日
（承認番号）８都市基交都第８号、令和８年４月２４日

東京都市計画特定街区
東池袋三丁目特定街区　参考図

〔東京都決定〕

＜参考＞東京都市計画特定街区　東池袋三丁目特定街区　計画図（昭和 47 年 11 月 24 日　都告示第 1300 号）



0　10　50　100m

〔参考〕東京都市計画自動車ターミナルの変更（豊島区決定）

第１号西巣鴨バスターミナルを次のように変更する。

種　　別	名　　称		位　　置	面　積	備　　考
	番　号	ターミナル			
バスターミナル	第１号	西巣鴨バスターミナル	豊島区東池袋三丁目地内	約 0.5ha	階層　地上１層 停車場所数　16 バース 一般自動車ターミナル

「区域は計画図表示のとおり」

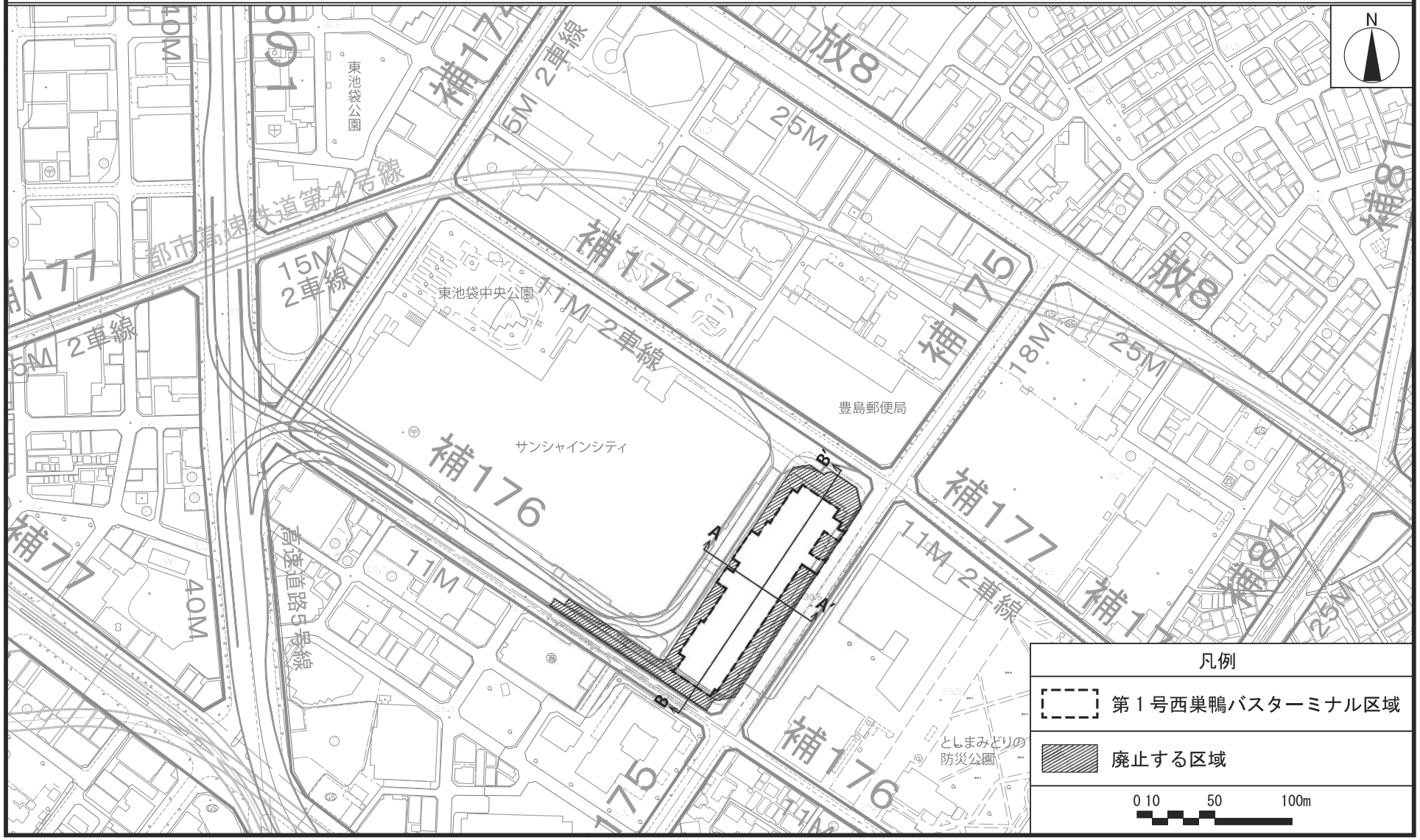
理由：バスターミナルの適正な規模を維持するとともに、周辺施設と連携した帰宅困難者の受入れ等による防災力向上及び展示場へ用途を変更することによる新たなにぎわいの創出を図るため、バスターミナルの都市計画を変更する。

変更概要

名　　称	変　更　事　項
第１号 西巣鴨バスターミナル	1　区域の変更　　面積約 2.28ha→約 0.5ha 2　階層の変更　　地上３層→地上１層 3　停車場所数の変更　36 バース（遠距離 20 バース、近距離 16 バース）→16 バース

〔参考〕東京都市計画自動車ターミナル
第１号西巣鴨バスターミナル　計画図

〔豊島区決定〕

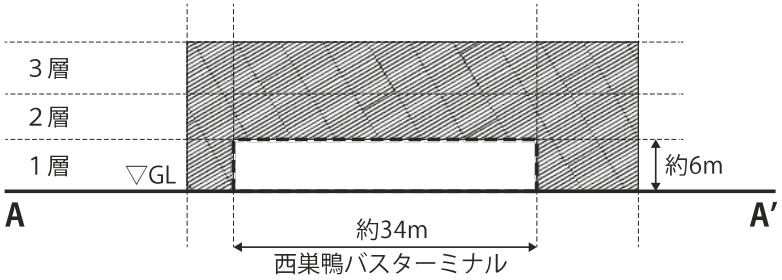


この地図は、東京都縮尺１/２，５００地形図を使用（承認番号：８都市基交測第１４５号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第１１４号、令和８年６月２４日
（承認番号）８都市基交都第３９号、令和８年６月９日

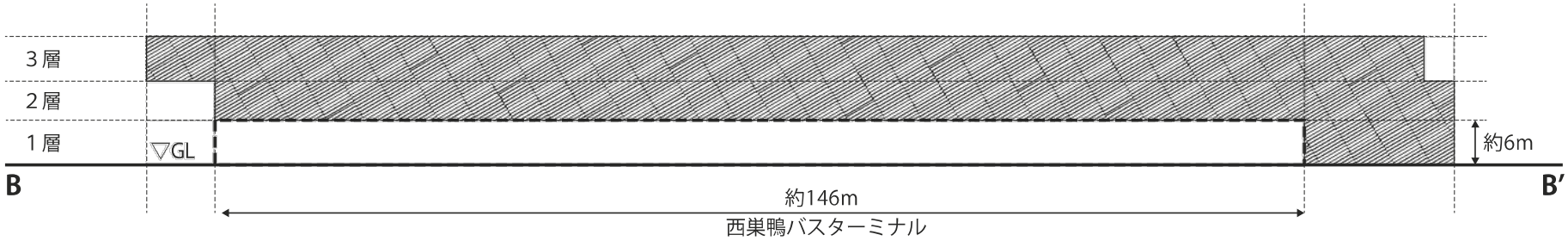
〔参考〕東京都市計画自動車ターミナル
第１号西巣鴨バスターミナル　参考図

〔豊島区決定〕

A-A′ 断面図



B-B′ 断面図



凡例
第１号西巣鴨バスターミナル区域
廃止する区域